

令和6年第10回日高市農業委員会議事録

開催月日	令和6年10月25日(金)					
開催場所	日高市役所 301会議室					
開催時刻	午後1時30分					
閉会時刻	午後3時00分					
議長	福井 一洋					
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	1	吉原 一雄	出席	8	福嶋 輝幸	欠席
	2	道谷 淳史	出席	9	清水 典子	出席
	3	瀬良 早苗	出席	10	松田 浩幸	出席
	4	島村 実	出席	11	鳴河 のり子	出席
	5	金子 純子	出席	12	小岩井 義則	出席
	6	横田 拓也	出席	13	森谷 進	出席
	7	梅澤 三子	出席	14	福井 一洋	出席
推進委員 農地利用最適化	1	山口 順	出席	4	安藤 俊吾	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	加藤 正明	出席
	3	今野 利弘	出席	6	小久保 浩司	出席

議事関係出席者	なし
事務局	事務局長 稲垣 衛 主幹 大森 充浩 主査 小峰 賢一
傍聴人	なし
議事	<p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第2 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>日程第3 議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>日程第4 専決処分について</p> <p>その他</p>

議 長

これより、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名

農業委員会会議規則第14条の規定によりまして、議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は、5番、6番にお願いします。

日程第2 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第33号農地法第3条の規定による許可申請について審議に入ります。議事参与の制限により、委員は退室願います。

(委員退室。)

事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。

事 務 局

申請地は、〇〇地内、〇〇にある発電所手前の変則五差路を、〇〇の交差点方向へ斜めに向い300m程進み左折し、砂利道を50m程進んだ北側の農地です。現地は白菜が植えてありました。申請人は、市内で、カブ、白菜、落花生等を大規模に栽培し家族4人で営んでいる農業法人であります。申請地については、おくら、さといも、落花生の栽培地として利用するものです。法人の経営面積は、19,057㎡となります。農業従事日数は250日、譲受人の家族も200日従事しており、トラクター3台、耕運機等耕作機械所有しています。

議 長

ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委 員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は許可と決しました。

(委員入室。)

日程第3 議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長

議案第34号農地法第5条の規定による許可申請について審議に入ります

事務局より、申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。

事 務 局

昨日、〇日に8番より現地確認の報告がありました。場所は〇〇地内、県道〇〇線が〇〇線まで新たに延長した交差から約200m東側になります。現地は、管理されていない栗畑とのことです。

続いて、譲受人の状況を説明します。譲受人は、市内で土木建築工事業を営んでいます。主に、公共工事及び一般土木工事を請負っており。取引件数も増加し市内に借地している3カ所ある資材置場の2カ所を返却して欲しいと地主より話があり、返却して資材置場を申請地に集約したいとのことです。建築資材や工事車両、従業員の駐車場等必要なこと、また申請地の農地区分は2種農地となり計画目的について妥当であると思われま。

議 長

ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑ありましたらお願いします

委員 議長	<p>す。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。</p>
委員 議長	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p> <p>続いて2番に入ります。本件担当の松田 浩幸委員より申請地の状況について説明をお願いします。</p>
10番 議長 事務局	<p>昨日、現地を確認してまいりました。申請地は〇〇地内、〇〇から、〇〇道を西に400mほど進んだ左側になります。現地は、きれいに管理されていました。</p> <p>続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>譲受人は隣接地である〇番に住宅があり、車2台を所有しているが、駐車スペースが足りないため、隣接農地を買受け、駐車場として敷地拡張したいとのことです。申請地の農地区分は2種農地となり、計画目的について妥当であると思われま</p>
議長	<p>ただいま、10番及び事務局より説明がありましたが、質疑ありましたらお願いします。</p>
委員 議長	<p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。</p>
委員 議長	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p> <p>続いて3番に入ります。本件担当の4番より申請地の状況について説明をお願いします。</p>
4番 議長 事務局	<p>〇日に、委員と現地を確認しました。申請地は〇〇地内で、〇〇へ向かう〇〇の交差点の信号を〇〇方面へ150m程進んだ右側になります。現地はきれいに保全管理されていました。</p> <p>続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>譲受人は、妻と二人で日高市内の賃貸住宅で生活しています。家財道具も徐々に増え手狭になり、自己用住宅を建築する計画となりました。市街化区域や調整区域の農地以外の土地を探しましたが、希望の土地がみつからず父に相談したところ実家の南側の農地に自己用住宅を建築してもいいのことで当該申請地を選定したとのことです。当農地は2種農地で、計画目的から妥当であると思われま</p>
議長	<p>ただいま、4番及び事務局より説明がありましたが、質疑ありましたらお願いします。</p>
委員 議長	<p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>

議 長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。
続いて4番に入ります。本件担当の3番より申請地の状況について説明をお願いします。

3番

○日に、現地を確認してまいりました。申請地は○○地内で、○○保育所から南へ○通りに進み、○○の交差点を右折し30m程進んだ場所です。譲渡人の自宅の隣接地となります。現地は、保全管理されていました。

議 長
事 務 局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。
譲受人は、妻と子の○人で日高市内の賃貸住宅で生活しています。子どもの成長とともに家財道具も徐々に増え手狭になり、自己用住宅を建築する計画となりました。市街化区域や調整区域の農地以外の土地を探しましたが、希望の土地がみつからず妻の父に相談したところ実家の隣接農地に自己用住宅を建築してもいいのことで当該申請地を選定したとのことです。当農地は1種農地ですが、集落接続が認められることで例外規定に該当します。また、計画目的から必要性が認められると思われま。

議 長

ただいま、3番及び事務局より説明がありましたが、質疑ありましたらお願いします。

委 員
議 長

ありません。
質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委 員
議 長

異議なし。
異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

議 長

日程第4 「専決処分報告」について

日程第4「専決処分報告」について、農地法第5条第1項第6号が5件あります。質疑がありましたらお願いします。

委 員
議 長

ありません。
以上で、本日の審議事項等すべて終了しました。